

はじめての 著作権講座

著作権って何？



もくじ

1.著作権って何？	1
2.著作物にはどんな種類がある？	2
Q & A 「アイデアは著作物ですか？」 など	4
3.著作者にはどんな権利がある？	6
Q & A 「著作権を得るためには、何か手続きが必要ですか？」 など	8
4.著作権の保護期間はどれだけ？	10
Q & A 「手塚治虫さんの作品はいつまで保護されますか？」 など	11
5.著作隣接権とは？	12
Q & A 「著作隣接権の語源は何ですか？」 など	14
6.外国の著作物の保護は？	16
Q & A 「外国人の著作物も我が国で保護されますか？」 など	18
7.著作物の正しい使い方は？	20
Q & A 「他人の著作物を出版する場合、どのような手続きが必要で すか？」 など	22
8.著作物が自由に使える場合は？	24
Q & A 「図書館で資料の複製が認められるのはどのような場合ですか？」 など	27
9.著作物を無断で使うと？	31
Q & A 「業務上コピーするのですが、そのコピーを必要とするのは、 私一人だけで、コピーも一部しかとりません。私的使用の 複製とはいいませんか？」 など	32

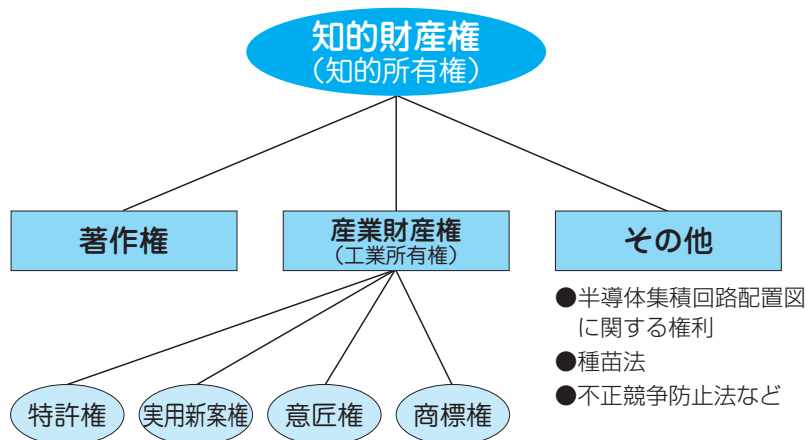
著作権って何？

－身近なルール。もっと知って、大切に－

最近、知的財産権（知的所有権）という言葉がよくクローズアップされていますが、これは大きく二つに分けることができます。一つは特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権（工業所有権）」。そして、もう一つが文化的な創作物を保護の対象とする「著作権」で、これは著作権法という法律で保護されています。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といいます。また、それを創作した人が著作者です。

産業財産権（工業所有権）は、登録しなければ権利が発生しません。これに対して著作権は、権利を得るための手続きを何ら必要としません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生（無方式主義）し、以後、原則として著作者の死後50年まで保護されます。

著作権に対する理解と保護の度合いは、その国の文化のバロメーターといわれています。それだけに、著作権とは何か、なぜ大切なのかをもっと知る必要があります。

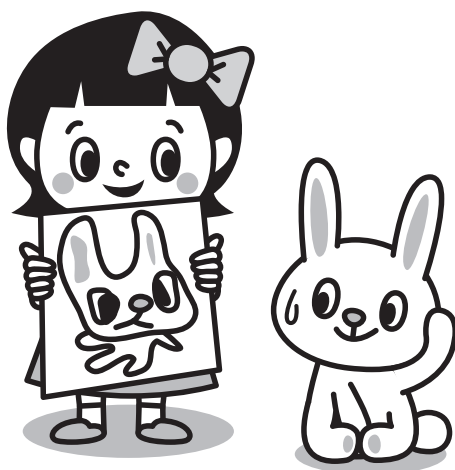


著作物にはどんな種類がある？

ー子どもの絵も立派な著作物ー

著作物を類別し、わかりやすく例示すると右ページの表のようになります。この場合、上手下手で権利が発生したり、しなかったりということはありません。人のマネでなく、その人の思想や感情が創作的に表現されていれば、たとえ3歳の子どもの絵も小学1年生の作文も立派な著作物なのです。

参考条文…著作権法第2条第1項1号



著作物の種類	
言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など（美術工芸品も含む）
建築の著作物	芸術的な建造物（設計図は図形の著作物）
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

このほかに次のような著作物もあります。

二次的著作物	上表の著作物(原著物)を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権がありません。

- ① 憲法その他の法令（地方公共団体の条例、規則も含む）
- ② 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- ③ 裁判所の判決、決定、命令など
- ④ ①から③の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

参考条文…著作権法第10条～第13条

Q

アイデアは著作物ですか？

A

著作物とは他人が知ることができるように外部に表現されたものをいいます。ですから、アイデア自体は著作物ではありません。ただし、アイデアを解説した解説書は著作物となります。

Q

標語、キャッチフレーズ、題名などは著作物になりますか？

A

標語、キャッチフレーズのようなものが著作物として保護されるかどうかは、一概にいえませんが、通常は保護されないと考えられます。もちろん、一口に標語、キャッチフレーズといっても、その内容は様々で中には著作物といえるものもあります。著作物かどうかは、標語、キャッチフレーズといった表現形式によって決まるものではありません。同じような観点から題名も通常は著作物として保護されません。

Q

名画の複製写真も写真の著作物として保護されますか？

A

たとえばピカソの絵を写真複製しても、その写真について新たな著作権は発生しないと考えられます。機械のメカニズムを利用して被写体を忠実に再製することだけを目的とする絵の複製写真は、そこに新たな創作性がなく、著作物とは認めがたいからです。もっとも、ピカソの絵の複製写真の利用には、著作者であるピカソの著作権が働くことに注意する必要があります。

なお、彫刻を写した写真については、立体的なものを平面的なものにどう表現するかという点に創作性が認められる場合が多いことから、彫刻を写した写真の多くは著作物といえます。

Q

民話、伝説などを「聞き書き」したものも著作物ですか？

A

古老などの話す民話、伝説などをそのまま書き写した場合、あるいは話の大筋はそのまま、枝葉において多少の修正増減を加えただけのような場合は、そこに新たな創作性は認められず、書き写した人の著作物ではありません。一方、古老などから聞いたのは民話、伝説などの骨子だけであり、それを基に物語にふさわしいストーリー性、表現を加えて民話、伝説などを書いた場合は、そこに新たな創作性が認められるので新たな著作物になります。しかし、修正増減を加えただけなのか、それとも新たな創作性が認められるものであるかの判断は微妙で、個々の事例に従って判断するしかありません。

Q

共同著作物とは何ですか？

A

2人以上の人が共同して作った著作物で、各人の著作した部分を分離して利用できないもののことをいいます。したがって、著作権の行使に当たっては、共同著作物の著作者全員が共同して行うことになります。

参考条文…著作権法第2条第1項12号

Q

コンピュータ・プログラムやデータベースは著作物として保護されますか？

A

1985年（昭和60年）に行われた著作権法の一部改正で、コンピュータ・プログラムが著作権法で保護されることが明確にされました。国際的にも、著作権法でプログラムを保護することが一般的です。また、データベースの著作物については、1986年（昭和61年）の改正で、その保護が明確化されました。

参考条文…著作権法第10条第1項9号、同法第12条の2

著作者にはどんな権利がある？

－人格的な権利と財産的な権利の二つ－

著作者の権利は、人格的な利益を保護する著作者人格権と財産的な利益を保護する著作権（財産権）の二つに分かれます。

著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることはできません（一身専属権）。この権利は著作者の死亡によって消滅しますが、著作者の死後も一定の範囲で守られることになっています。

一方、財産的な意味の著作権は、その一部又は全部を譲渡したり相続したりできます。ですから、そうした場合の権利者（著作権者）は著作者ではなく、著作権を譲り受けたり、相続したりした人ということになります。

参考条文…著作権法第17条

著作者とは

著作者	著作物を創作した者をいう。 共同著作物については、共同で創作に寄与した者全員が一つの著作物の著作者となる。
法人著作 （職務著作）	次の要件を満たす場合には、法人等が著作者となる。 ①法人等の発意に基づくもの ②法人等の業務に従事する者が職務上作成するもの ③法人等が自己の名義で公表するもの ④作成時の契約、勤務規則に別段の定めがないこと



著作者人格権



著作権

著作者の権利

著作者人格権

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

参考条文…著作権法第18条～第20条

著作権（財産権）

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・公の伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利 *自動公衆送信とは、サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスにより自動的に送信することをいい、また、そのサーバーに蓄積された段階を送信可能化という。
口述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、翻案等する権利（二次的著作物を創作することに基づく権利）
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利

参考条文…著作権法第21条～第28条

Q

著作権を得るためには、何か手続きが必要ですか？

A

著作権は、著作者が著作物を創作したときに自動的に発生します。したがって、権利を得るためにどんな手続きも必要ありません（無方式主義）。

参考条文…著作権法第17条第2項

Q

他人の著作物を使う場合、どのような場合であっても修正を加えてはいけないのですか？

A

著作者には同一性保持権があり、著作者の同意なしには著作物に修正を加えることは許されません。ただし、著作権法では、教科書に掲載するために用字・用語を変えることや建築物を改築・改修すること、プログラムを利用上の必要に応じて変更することなど著作物の性質、利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる場合の修正は許されるとしています。

参考条文…著作権法第20条第2項

Q

原稿の買取りは著作権の譲渡になりますか？

A

買取りの契約に際し、著作権を譲渡する旨が当事者間で明確にされていない限り、著作権の譲渡にはならないと考えられています。また、「買取り」という用語は、業界によって解釈に差があるようで、特に口頭の契約で処理した場合には、後日に紛争になる可能性も考えられます。契約の際には文書で結び、著作権の譲渡を前提としている場合は、「AはBに著作権を譲渡する」などの条項を定める必要があると思います。



Q

翻訳物を使う場合に原作者の権利も働くのですか？

A

翻訳物などの二次的著作物の利用については、原作者の権利も働きます。例えば、翻訳物を出版する場合には、翻訳者の許諾だけでなく、原作者の許諾も必要になります。

参考条文…著作権法第28条

Q

テレビ番組を再編集し自分の授業で使う教材を作りたいと思いますが、問題はありますか？

A

学校その他の教育機関においては、教師は授業に使うために著作物を複製することができます（24ページ参照）。しかし、このような場合であっても、著作物の内容を勝手に改変するなどして利用することは、著作者の同一性保持権を侵害する場合がありますので注意が必要です。

Q

共同著作物の著作権は誰が持っているのですか？

A

共同著作物の著作権は、その著作者全員が共有することになります。ただし、その行使は、原則として著作者全員の合意に基づき行わなければなりません。なお、映画の著作物の著作権は、著作者である監督等が共有するのではなく、法律の定めによって映画製作者（映画会社）に帰属します。

参考条文…著作権法第29条第1項、同法第65条

Q

自分のホームページに、有名な画家の絵をアップロードすることは問題がありますか？

A

著作物をホームページにアップロードする行為は、公衆からその著作物をアクセス可能（送信可能化）にするとともに、アクセスがあれば実際に著作物の送信を行うことをいいますが、この場合、公衆送信権が働くこととなりますので、事前に著作権者の許諾を得る必要があります。

なお、この公衆送信権は、送信の有無にかかわらず、送信可能化になった時点で権利が働きますので注意が必要です。

参考条文…著作権法第23条第1項

著作権の保護期間はどれだけ？

－ 著作者の死後50年までが原則 －

著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後50年までです。

そのほかの例外的保護期間を合わせて表にすると下のようになります。

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む）の著作物	死後 50 年
無名・変名の著作物	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

※死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算を簡便にするため、死亡、公表、創作の翌年の1月1日から起算されます。なお、保護期間中でもその著作権者の相続人がいないときは著作権は消滅します。

参考条文…著作権法第51条～第58条



Q

手塚治虫さんの作品はいつまで保護されますか？

A

手塚治虫さんは1989年（平成元年）に亡くなりました。手塚治虫という名前はペンネームですが、周知の変名であるため、作品は死後50年まで保護されます。つまり、1990年（平成2年）1月1日から起算して2039年（平成51年）12月末日までが保護期間です。

Q

団体名義の著作物とはどういうものですか？

A

著作者が個人か法人かにかかわらず、法人などの団体の著作名義で公表された著作物のことです。また、その保護期間は公表後50年までです。

参考条文…著作権法第53条

Q

共同著作物の保護期間はどのように計算するのですか？

A

その著作物の著作者の中で最後に死亡した人の死亡時を基準に計算します。

参考条文…著作権法第51条第2項

Q

著作権の原則的保護期間が死後50年ではない国はどこですか？

A

主な国は下表のとおりです。なお、保護期間が死後50年の国は日本のほかにカナダ、ニュージーランド、中国などがあります

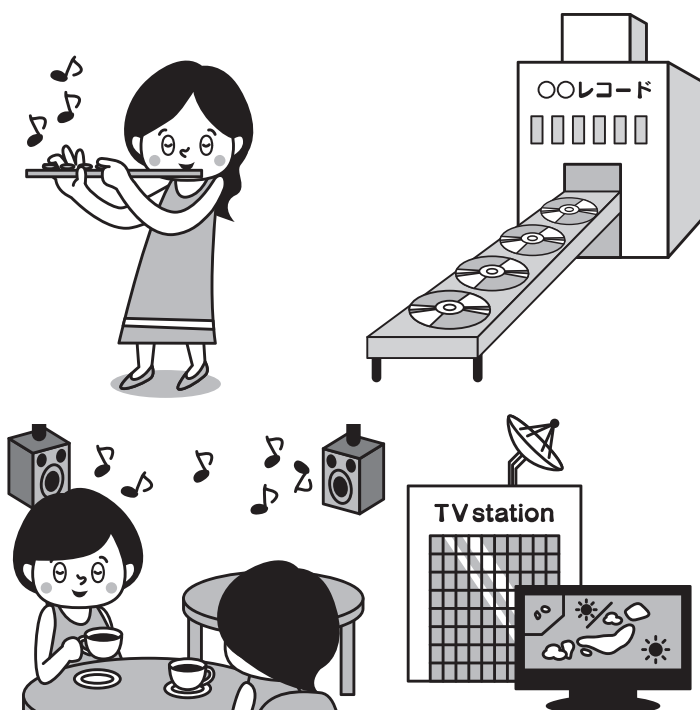
死後100年	メキシコ
死後80年	コロンビア
死後70年	アメリカ合衆国、EU加盟国（イギリス、イタリア、オランダ、ドイツ、フランスほか、全27か国）、トルコ、ブラジル、ロシア、韓国（2013年7月より）など
死後60年	インド
死後30年	イラン

著作権隣接権とは？

－実演家などに認められた権利－

著作物の創作者ではありませんが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利が著作権隣接権です。それぞれ右ページの表のような権利を持っています。

参考条文…著作権法第89条



KEYWORD

実演家 ……俳優、舞踊家、歌手、演奏家、指揮者、演出家など実演を行う者。アクロバットや奇術を演じる人も含みます。

レコード製作者 ……レコードに固定されている音を最初に固定した者。

放送事業者 ……放送を業として行う者。NHK、民間放送各社、放送大学学園などが該当します。

有線放送事業者 ……有線放送を業として行う者。CATV、有線音楽放送事業者などが該当します。

著作隣接権

実演家の権利

氏名表示権	実演家名を表示するかしないかを定めることができる権利
同一性保持権	実演家の名誉・声望を害するおそれのある改変をさせない権利
録音権・録画権	自分の実演を録音・録画する権利
放送権・有線放送権	自分の実演を放送・有線放送する権利
送信可能化権	インターネットのホームページなどを用いて、公衆からの求めに応じて自動的に送信できるようにする権利
商業用レコードの二次使用料を受ける権利	商業用レコード（市販用のCDなどのこと）が放送や有線放送で使用された場合の使用料（二次使用料）を、放送事業者や有線放送事業者から受ける権利
譲渡権	自分の実演が固定された録音物等を公衆へ譲渡する権利
貸与権など	商業用レコードを貸与する権利（最初に販売された日から1年に限る）。1年を経過した商業用レコードが貸与された場合には、貸レコード業者から報酬を受ける権利

レコード製作者の権利

複製権	レコードを複製する権利
送信可能化権	実演家の場合と同じ
商業用レコードの二次使用料を受ける権利	実演家の場合と同じ
譲渡権	レコードの複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権など	実演家の場合と同じ

放送事業者の権利

複製権	放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
再放送権・有線放送権	放送を受信して再放送したり、有線放送したりする権利
送信可能化権	実演家の場合と同じ
テレビジョン放送の伝達権	テレビジョン放送を受信して画面を拡大する特別装置（超大型テレビやビル壁面のディスプレイ装置など）で、公に伝達する権利

※有線放送事業者も放送事業者と同様な権利を持ちます。

参考条文…著作権法第90条の2～第100条の5

著作隣接権の保護期間

実演	実演が行われたときから50年
レコード	音源の発行（CDの発売等）が行われたときから50年 ※
放送又は有線放送	放送又は有線放送が行われたときから50年

※50年以内に発行されなければ音の固定（録音）後50年とする。

参考条文…著作権法第101条

Q

著作権隣接権の語源は何ですか？

A

著作権隣接権という言葉は、英語のCertain rights called neighbouring on copyrights ; Neighbouring rightsを訳したもので、著作権に隣接する権利という意味です。

Q

著作権隣接権にも著作者人格権に当たるものがありますか？

A

実演家には、その実演について無断で「名誉・声望を害する改変をされない権利（同一性保持権）」と「名前の表示を求める権利（氏名表示権）」があります。

なお、「WIPO実演・レコード条約」でも、実演家の人格権を認めることとされています。

参考条文…著作権法第90条の2、同法第90条の3

Q

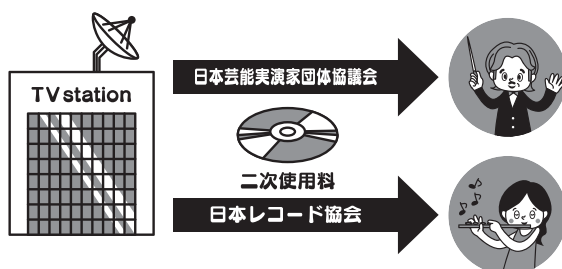
商業用レコードの二次使用料を受ける権利の管理はどのように行われていますか？

A

著作権法では、商業用レコードが放送又は有線放送で利用された場合、二次使用料を受ける権利を実演家及びレコード製作者に認めています。その権利行使は一定の要件を備えた指定団体がある場合は、その団体によってのみ、行使されることになっています。

現在、実演家の権利については公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）が、レコード製作者の権利については一般社団法人日本レコード協会が、それぞれ指定団体となっています。二次使用料は、指定団体と放送事業者などとの間の協議によって定められ、徴収された使用料は一定のルールに従い配分されています。

参考条文…著作権法第95条、同法第97条



Q

レンタルCD店でCDを貸し出す場合どのような権利が働きますか？

A

市販されているCDを貸与する場合は、作詞・作曲家などの著作者、歌手、演奏家などの実演家及びレコード製作者の貸与権が働くことになります。ただし、実演家及びレコード製作者については、CDの発売後1年を過ぎると貸与権ではなく、レンタルCD業者から報酬を受ける権利が働くことになります。

参考条文…著作権法第26条の3、同法第95条の3、同法第97条の3

Q

地上波放送のデジタル化に伴って、放送の同時再送信にかかわる実演家・レコード製作者の著作隣接権が見直されたと聞きましたが、どのようになったのでしょうか？

A

地上波放送のデジタル化に伴い発生する難視聴地域を解消するための手段のひとつとして「IPマルチキャスト放送」による放送の同時再送信が注目されました。

しかし、IPマルチキャスト放送は著作権法上「自動公衆送信」に該当するため、有線放送による同時再送信の場合には実演家・レコード製作者の権利が制限されているのに対し、IPマルチキャスト放送による同時再送信の場合には許諾を得ることが必要とされ、円滑に進めることがむずかしい状況にありました。

そこで、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑な実現のため、もともとの放送が放送されるべき地域において受信されることを目的として同時再送信を行う場合に限り、実演家・レコード製作者の許諾を不要とするとともに補償金の支払いが義務付けられました。また同時に、有線放送による同時再送信の場合には実演家・レコード製作者に報酬請求権が与えられました。

なお、著作権については、従来どおり有線放送、自動公衆送信いずれの場合も許諾を得ることが必要です。

放送の同時再送信にかかわる権利関係

	同時再送信手段	
	有線放送	IP マルチキャスト放送
著作者	許諾権	許諾権
実演家	無権利⇒報酬請求権	許諾権⇒補償金
レコード製作者	無権利⇒報酬請求権	許諾権⇒補償金

外国の著作物の保護は？

ー著作権に国境はありませんー

著作物は、国境を越えて利用されるため、世界各国は、条約を結んで、お互いに著作物や実演・レコード・放送などを保護し合っています。このような国際的な保護は、著作権は「ベルヌ条約」と「万国著作権条約」、著作隣接権は「実演家等保護条約」と「レコード保護条約」などによって行われています。我が国はいずれの条約にも加入しており、世界の大半の国と保護関係があります。

著作権条約

2015年1月末現在

	ベルヌ条約	万国著作権条約
創設年度	1886 年	1952 年
加入国数	168（我が国の加入年、1899 年）	100（我が国の加入年、1956 年）
正式名称	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約	万国著作権条約
特 色	内国民待遇	内国民待遇
	無方式主義	無方式主義国の著作物であっても©表示によって方式主義国でも保護
	遡及効	不遡及
	条約上保護すべき著作物＝同盟国の国民の著作物及び同盟国で最初に発行された著作物	条約上保護すべき著作物＝締約国の国民の著作物及び締約国で最初に発行された著作物
	最低保護期間＝死後 50 年	最低保護期間＝死後 25 年

著作隣接権条約

2015年1月末現在

	実演家等保護条約	レコード保護条約
創設年度	1961 年	1971 年
加入国数	92（我が国の加入年、1989 年）	78（我が国の加入年、1978 年）
正式名称	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

また、1994年には、WTO（世界貿易機関）設立協定が成立し、1995年1月1日から発効していますが、この附属書として、著作権を含む「TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）」が添付されています。この協定は、著作権、特許、商標等の知的所有権の国際的保護のための規範や確保のための手段などを規定しており、著作権と著作権隣接権とのいずれも対象にしています。我が国は、1994年12月に加盟していますが、2015年1月末現在、加盟国は160か国になっています。

さらに、1996年にWIPO（世界知的所有権機関）において、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権保護の新たな枠組みとして「WIPO著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」の2つの条約が策定されました。我が国は、「WIPO著作権条約」（2000年6月）、「WIPO実演・レコード条約」（2002年7月）に加入しています。

著作権・著作権隣接権関係条約		2015年1月末現在	
	TRIPS 協定	WIPO 著作権条約	WIPO 実演・レコード条約
創設年度	1994 年	1996 年	1996 年
加入国数	160か国（我が国の加入年、1994年）	93か国（我が国の加入年、2000年）	94か国（我が国の加入年、2002年）
正式名称	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	著作権に関する世界知的所有権機関条約	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約
特 色	(1)ベルヌ条約の規定する保護内容の遵守 (2)コンピュータ・プログラム及びデータベースの著作権による保護 (3)コンピュータ・プログラム、映画及びレコード製作者の貸与に関する保護の付与 (4)実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護	(1)コンピュータ・プログラムの保護 (2)著作物以外のもので構成される編集物・データベースの保護 (3)譲渡権 (4)公衆への伝達権 (5)写真の著作物の保護期間の拡大（死後50年以上） (6)コピープロテクション解除等の禁止 (7)権利管理情報の改変等の禁止	(1)実演家の人格権（生の音の実演・レコードに録音された実演） (2)実演家の生演奏に係る複製権、放送権、公衆への伝達権 (3)レコードに係る実演家・レコード製作者の経済的権利 (4)コピープロテクション解除等の禁止 (5)権利管理情報の改変等の禁止

KEYWORD	内国民待遇	外国人の著作物を保護する場合に、自国の国民に与えている保護と同等の保護を与えること。
	無方式主義	著作権は著作物を作った時点で自動的に発生し保護されるとする原則。我が国を初めほとんどの国が採用。
	方式主義	著作権は登録、作品の納入、著作権表示などをしないと保護されないとする原則。
	遡及効（そきゅうこう）	条約発効前に創作された著作物でも、保護期間内のものであれば、条約が適用されること。
	不遡及	条約発効後に発行又は創作された著作物のみに条約が適用されること。
	©表示	方式主義の国で著作権の保護を受けるために万国著作権条約で定められた著作権の存続を示す表記。©の記号（CはCopyrightの頭文字）、著作権者の氏名、最初の発行の年の三つを一体として表示する。

外国の著作物の利用

外国の著作物を利用する場合には、それが保護期間内にあるかどうかを調べることが大切ですが、いくつかの例外があります。

①保護期間の相互主義

我が国より保護期間の短い国の著作物は、その相手国の保護期間だけ保護されます。

参考条文…著作権法第58条

②保護期間の戦時加算

平和条約において、条約関係にある連合国の国民が第2次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間を加算します。1941年12月8日から、対日平和条約発効の前日までの日数（主な国は3794日）を加算しなければなりません。

また、翻訳権の保護期間については、上記の戦時加算に、さらに6か月を追加します。

以上のほか翻訳権などに関してもいろいろな例外がありますから、外国の著作物を利用するときは、十分に調べる必要があります。



外国人の著作物も我が国で保護されますか？



我が国はベルヌ条約及び万国著作権条約の両条約に加入していますので、これらの条約加盟国民の著作物、またはこれらの条約国で最初に発行された著作物を保護する義務があります。また、これらの条約により保護義務を負わない著作物であっても、我が国で最初に発行された外国人の著作物については保護されます。

なお、従来まで条約関係がなかった国でも、TRIPS協定に加盟した国がいくつかあるため、これらの国の著作物については、我が国も保護義務があることに注意する必要があります。

Q

現在、我が国と著作権の条約関係のない国にはどんな国がありますか？ また、それらの国の著作物を利用する場合はどんな注意が必要ですか？

A

エチオピアやイランなどとは条約関係がないので、これらの国の著作権を保護する義務はありません。ただし、これらの国の著作物でも、ほかの条約国又は我が国で最初に発行されていれば、保護義務が生じるので注意が必要です。

なお、従来まで条約関係がなかった国でも、TRIPS協定に加盟した国がいくつかあるため、これらの国の著作物については、我が国も保護義務があることに注意する必要があります。

Q

我が国とアメリカ合衆国はどのような条約関係にありますか？

A

従来、我が国とアメリカ合衆国は万国著作権条約による保護関係にありましたが、1989年3月1日にアメリカ合衆国もベルヌ条約に加入し、ベルヌ同盟国となりました。アメリカ合衆国では従来©表示が保護の要件とされていましたが、ベルヌ条約加入に伴い国内法が改正された結果、©表示がなくても保護されることになりました。

Q

原則的保護期間が死後25年の国の著作物を我が国で保護する場合、死後50年保護する必要がありますか？

A

我が国と当該国が条約による保護関係があれば、我が国は当該国の著作物を内国民待遇によって保護する必要があります。ただし、保護期間については、相互主義によって、相手国の保護期間が我が国より短い場合は、相手国の保護期間だけ保護すればよいことになっていますので、我が国は当該国の著作物を死後25年だけ保護すればよいことになります。

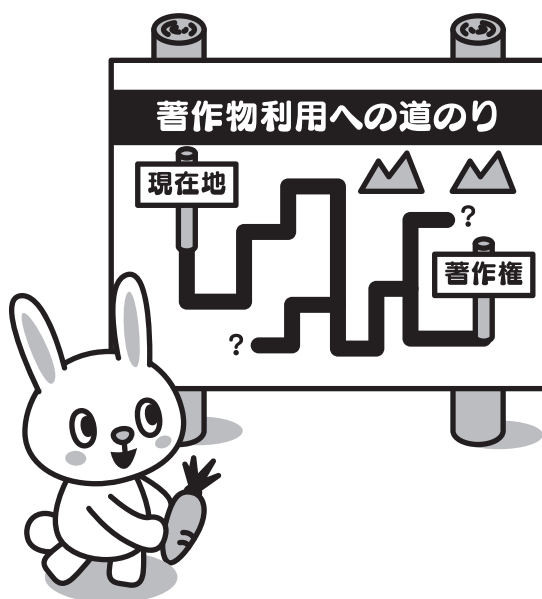
参考条文…著作権法第58条

著作物の正しい使い方は？

ー著作物の利用は手順に従ってー

著作権に様々な権利の種類があることは、「著作者にはどんな権利がある？」の章（6～9ページ参照）で説明しましたが、著作物を利用する場合は原則として著作権者の許諾が必要です。許諾が必要かどうかは右ページのような手順に従って調べてください。

参考条文…著作権法第63条の2



著作物利用の手順

日本で保護されているものかどうか？

(①日本国民の著作物、②日本国内で最初に発行された著作物、③条約によって我が国が保護の義務を負う著作物、以上3つの条件のいずれかに該当するものは保護されます)

NO**YES**保護期間内のものかどうか？

(10、18 ページ参照)

NO**YES**自由に使える場合かどうか？

(24 ページ参照)

YES**NO**著作権者を調べ、利用の許諾を得る

(著作権管理団体から許諾を受けられる場合もあります)

利 用

著作物の利用にあたっては、できるだけ利用の仕方を詳しく説明したうえで、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額と支払方法などを確認しておくのが望ましいと考えられます。



他人の著作物を出版する場合、どのような手続きが必要ですか？



他人の著作物を利用する場合には21ページで示した手順に従って許諾の必要性を調べた上で、必要ならば著作権者から許諾を得ることになります。出版についても同様ですが、ほかの出版社から別に出版されては困るという事情があるときは、著作権者から独占的な出版の許諾を得たり、出版権の設定を受けることができます。出版権の設定を受けた者は、その出版物を無断で出版した者に対して差止請求や損害賠償請求（31ページ参照）ができるなど出版の許諾を得ただけの者より安定した地位に立つことができます。

参考条文…著作権法第79条～第88条



著作物の利用について不明なことがあるときの問い合わせ先を教えてください。



著作物を利用する際、具体的な疑問が生じた場合には、法律の専門家にご相談されるか、著作権関係団体に問い合わせされることをお勧めいたします。

1. 所管官庁

文化庁長官官房著作権課 TEL03-5253-4111
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

2. 著作権全般

公益社団法人 著作権情報センター（CRIC）^{ウリツク} TEL03-5333-0393（著作権相談室）
TEL03-5309-2421（事務局）
〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー22階

3. 音楽

一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）^{ジャスラック} TEL03-3481-2125
（インフォメーションデスク）
〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 TEL03-3481-2121（代表）

4. 文芸

公益社団法人 日本文藝家協会 TEL03-3265-9658
〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3-23 文藝春秋ビル新館5階

5. 脚本

協同組合 日本脚本家連盟 TEL03-3401-2304
〒106-0032 東京都港区六本木6-1-20 六本木電気ビル3階
協同組合 日本シナリオ作家協会 TEL03-3584-1901
〒107-0052 東京都港区赤坂5-4-16 シナリオ会館8階

6. レコード (CD等)

一般社団法人 日本レコード協会 (RIAJ) TEL03-5575-1304
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館9階

7. 実演

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 (芸団協) 実演家著作隣接権センター
(CPRA) TEL03-5353-6600
〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 11階

8. 放送

日本放送協会 (NHK) TEL0570-066-066
〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1
一般社団法人 日本民間放送連盟 (JBA) TEL03-5213-7746
〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町3-23

9. コンピュータ・ソフトウェア

一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS^{アクセス}) TEL03-5976-5175
〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階

10. ビデオ・映画

一般社団法人 日本映像ソフト協会 (JVA) TEL03-3542-4433
〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2階
株式会社 日本国際映画著作権協会 (JIMCA) TEL03-3265-1401
〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビル6階

11. 出版

一般社団法人 日本書籍出版協会 (JBPA) TEL03-3268-1303
〒162-0828 東京都新宿区袋町6 日本出版会館

12. 出版物複写

公益社団法人 日本複製権センター (JRRC) TEL03-3401-2382
〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階

13. 美術

一般社団法人 日本美術家連盟 TEL03-3542-2581
〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館5階
一般社団法人 日本美術著作権協会 (JASPAR) TEL03-6226-5951
〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-19 美術家会館604

14. 写真

一般社団法人 日本写真著作権協会 (JPCA) TEL03-3221-6655
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル304

著作物が自由に使える場合は？

－定められた条件で自由利用－

著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができます。しかし、著作権者の利益を不当に害さないように、また著作物の通常の利用が妨げられないように、その条件が厳密に定められています。

なお、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されません。



自由に使える場合

私的使用のための複製 (著作権法第30条)	自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために自分で著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作権者の許諾が必要。 私的使用目的の複製であっても、違法著作物であることを知りながら音楽又は映像をインターネット上からダウンロードする行為は、権利制限の対象から除外される。
付随対象著作物の利用 (著作権法第30条の2)	写真の撮影、録音、録画にあたって、撮影等の対象とする事物から分離することが困難なため、いわゆる「写り込み」の対象となる他の著作物（付随の対象著作物）は、当該創作に伴って複製または翻案することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。
検討の過程における利用 (著作権法第30条の3)	著作権者の許諾を得て、又は著作権法上の裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、その利用を検討する過程においては、必要と認められる限度で当該著作物を利用することができる。
技術の開発又は実用化のための試験に用いるための利用 (著作権法第30条の4)	録音・録画機器などの著作物利用のための技術の開発又は実用化のための試験に用いる場合は、必要と認められる限度で利用することができる。
図書館での複製・自動公衆送信 (著作権法第31条)	法令で定められた図書館などに限り、利用者に対し複製物の提供を行うことができる。 国立国会図書館においては、所蔵資料の劣化や損傷を避けるため、入手後直ちにデジタル複製することができる。また、絶版等の理由で一般に入手することが困難な資料をデジタル複製し、その複製物を用いて図書館等へ自動公衆送信を行うことができる。
引用 (著作権法第32条)	自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。

教科書への掲載 (著作権法第33条)	学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。
拡大教科書の作成のための複製 (著作権法第33条の2)	教科書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により、教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等の拡大その他必要な方法により複製することができる。なお、営利目的で当該拡大教科書を販売する場合には、著作権者に一定の補償金の支払いが必要。
学校教育番組の放送など (著作権法第34条)	学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校番組用の教材に著作物を掲載できる。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。
学校における複製など (著作権法第35条)	教育を担任する者及び授業を受ける者は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。また、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業を受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。
試験問題としての複製など (著作権法第36条)	入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要。
視覚障害者等のための複製 (著作権法第37条)	公表された著作物を点字によって複製することができる。また、パソコンによる点字データの保存やネットワーク通信による送信ができる。 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害がある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物で、かつ、視覚により表現が認識される方式で公衆に提供されている著作物を、視覚障害者等が必要と認められる限度や方式により複製・自動公衆送信することができる。
聴覚障害者等のための複製 (著作権法第37条の2)	聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害がある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物で、かつ、聴覚により表現が認識される方式で公衆に提供されている著作物を、聴覚障害者等が必要と認められる限度や方式により複製・自動公衆送信することができる。
非営利目的の演奏など (著作権法第38条)	営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、著作物の上演・演奏・上映・口述(朗読)ができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。
時事問題の論説の転載など (著作権法第39条)	新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載禁止の表示がなければ、ほかの新聞、雑誌に掲載したり、放送したりできる。
政治上の演説などの利用 (著作権法第40条)	公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できる。
時事事件の報道のための利用 (著作権法第41条)	時事的事件報道の場合は、事件を構成し、又は事件の過程で見聞きされる著作物を利用できる。(名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞に載せるような場合など)
裁判手続などにおける複製 (著作権法第42条)	裁判の手続のためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合もしくは特許、意匠、商標、実用新案、薬事に関する審査等の手続のためには、著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。
情報公開法による開示のための利用 (著作権法第42条の2)	情報公開法や情報公開条例により開示する著作物を複製したり、再生したりすることができる。
公文書管理法による保存のための利用 (著作権法第42条の3)	国立公文書館の館長等は、公文書管理法や公文書管理条例により歴史公文書等の保存を目的とする場合には、必要と認められる限度で当該著作物を複製することができる。また、著作物を公衆に提供し、又は提示を目的とする場合には、必要と認められる限度で当該著作物を利用することができる。
国立国会図書館法によるインターネット資料の複製 (著作権法第42条の4)	国立国会図書館館長は、インターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館で使用するための記録媒体に記録することができる。

翻訳、翻案等による利用 (著作権法第43条)	私的使用のための複製、教科書への掲載、学校教育番組の放送、学校における複製、視聴覚障害者のための複製、等に該当する場合には、当該著作物の利用のみならず、その翻訳、編曲、変形、翻案としての利用も同様に認める。
放送などのための一時的固定 (著作権法第44条)	放送事業者などは、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができる。
美術の著作物などの所有者による展示 (著作権法第45条)	美術の著作物又は写真の著作物などの原作品の所有者は、その原作品を展示できる。
公開の美術の著作物などの利用 (著作権法第46条)	建築物や公園にある銅像などは写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。
展覧会の小冊子などへの掲載 (著作権法第47条)	展覧会の開催者は、解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載できる。
インターネット・オークション等の商品紹介用画像の掲載のための複製 (著作権法第47条の2)	インターネット・オークション等で美術品や写真を出品する際、商品紹介のための画像掲載について、著作権者の利益を不当に害しないための政令で定める措置を講じることを条件に、著作物を複製・自動公衆送信することができる。
プログラムの所有者による複製など (著作権法第47条の3)	プログラムの複製物の所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。
保守・修理のための一時的複製 (著作権法第47条の4)	記録媒体を内蔵する機器の保守・修理を行う場合、記録されている著作物のバックアップのために一時的に複製することができる。
送信障害の防止等のための複製 (著作権法第47条の5)	インターネット・プロバイダ等のサーバー管理者は、ミラーリング（アクセス集中による送信遅滞等の防止）、バックアップ（障害発生時の復旧）、キャッシング（送信の中継の効率化）等の目的で、必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
インターネット情報検索サービスにおける複製 (著作権法第47条の6)	インターネットによる情報検索サービスを行う事業者は、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製・自動公衆送信することができる。但し、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は当該情報は収集できず、また、違法著作物であることを知った場合には、その提供を停止しなければならない。
情報解析のための複製 (著作権法第47条の7)	コンピュータを使った情報解析のために、必要と認められる限度において、著作物を複製することができる。
コンピュータにおける著作物利用に伴う複製 (著作権法第47条の8)	コンピュータを利用する際、情報処理の過程で行われるデータの蓄積（複製）について、必要と認められる限度で著作物を複製することができる。
インターネットサービスの準備に伴う記録媒体への記録・翻案 (著作権法第47条の9)	インターネットサービスで情報を提供する際、より円滑かつ効率的に情報を提供するために、サーバーなどの記録媒体にデータを保存、又は翻案することができる。
複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (著作権法第47条の10)	図書館などでの複製、引用、等により複製が認められた著作物は、その複製物を譲渡して公衆に提供することができる。

Q

図書館で資料の複製が認められるのはどのような場合ですか？

A

複製が認められる図書館は、公共図書館や大学図書館など、一般の利用に供する政令で定められた施設に限定されており、営利目的ではない事業の範囲内で所蔵する資料をコピーすることが認められています。

なお、複製に際しては、①利用者の求めに応じて行うこと、②利用者の調査、研究目的であること、③原則として公表された著作物の一部分であること、④1利用者につき1部の提供であること、等が条件になります。

また、わが国で発行されるすべての書籍等を網羅的に収集し、その資料自体の保存が大きな使命となっている国立国会図書館において、所蔵資料の劣化、損傷に対応するため、出版物の納本後直ちにデジタル複製することが認められています。さらに、絶版等の理由で一般に入手することが困難な資料をデジタル複製し、その複製物を用いて自動公衆送信を行うことができます。

参考条文…著作権法第31条

Q

授業で使うためなら自由に著作物を複製してもいいのですか？

A

学校において、授業で使うことを目的とする場合、教育を担任する人及び授業を受ける人が必要と認められる限度で著作物を複製することが認められています。しかし、著作物の種類、用途、複製の部数や態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、認められません。例えば学校向けのワークブックやドリルなどは、もともと授業で使用することを目的として作成されたものですから、それを複製して授業で使用することは許されないものと考えられます。

参考条文…著作権法第35条

Q

他人の著作物を引用するときの注意点を教えてください。また、出所の明示はどのようにすればよいのですか？

A

「引用」とは、例えば論文執筆の際、自説を補強するため、他人の論文の一部をひいてきたりするなどして、自分の著作物の中に他人の著作物を利用することをいいます。この場合、著作権者の許諾なしにその著作物を利用することができますが、「引用」といえるためには、「引用の目的上正当な範囲内」で行われるものであり、また、引用される部分が「従」で自ら作成する著作物が「主」であるように内容的な主従関係がなければなりません。さらに、かぎ括弧を付けるなどして引用文であることが明確に区分される必要があります。

なお、引用の際の出所の明示の仕方ですが、引用部分を明確にした上で、その後に誰のどの著作物であるかを表示するなど、少なくとも引用された著作物の題号や著作者名が明らかにわかるような表示が必要です。

参考条文…著作権法第32条、同法第48条

Q

コピープロテクションを解除する機械を使って、借りてきたビデオを家庭でコピーすることは許されますか？

A

映画のビデオテープやDVDの中には、複製を行おうとしても機器が録画を止めてしまったり、乱れた映像が録画されてしまうようにする仕組みが施されているものがあります。これらの著作物の無断利用を技術的に防ぐ手段のことを技術的保護手段といいます（「コピープロテクション」と呼ばれることもあります）。しかし、このコピープロテクションを解除して複製することは、家庭内など個人的な使用目的であっても自由にはできません。

また、コピープロテクションを解除する装置やプログラムを譲渡したり貸与した者やインターネットにアップロードする者などは罰則の対象となります。

参考条文…著作権法第30条第1項2号、同法第120条第2項1号

Q

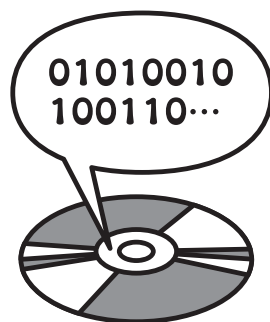
権利管理情報とはどのようなものですか？

A

権利管理情報とは、電子透かし技術を用いてデジタル形式の画像や音楽のデータに埋め込まれた著作権者名、利用許諾条件などの著作権等に関する情報で、インターネット上の違法複製物を探索したり、著作物を使用する際の契約管理に使われたりします。

したがって、この権利管理情報に虚偽の情報を付加したり改変したりすると、違法利用の発見が困難になったり、誤った契約管理が行なわれることとなりますので、このような虚偽情報を付加、改変、除去する行為は罰則の対象となります。

参考条文…著作権法第2条第1項21号、同法第113条第3項、同法第120条第2項3号



Q

インターネットによる情報検索サービスを行う上で、さまざまな著作物の複製が行われていますが問題はありますか？

A

かつては、インターネット情報検索サービス事業者による、公開された情報の収集や整理、表示用データの蓄積、情報の提供などの行為が、複製権や公衆送信権の侵害ではないかとの指摘がありました。しかしこのことが将来におけるインターネット情報社会の萎縮要因にもなりかねないとの懸念から、平成21年の法改正により、当該サービスを提供する目的のために必要と認められる限度において、権利者の許諾を得ることなくこれらの行為が自由にできるようになりました。

なお、複製等ができるのは、「送信可能化された著作物」であり、収集を禁止する旨の措置を講じた情報は収集しないこと、及び、送信可能化することで著作権を侵害することが判明した場合は、速やかにその提供を停止すること、等が条件になっています。

参考条文…著作権法第47条の6

Q

インターネット・オークションサイトには出品された商品の画像が掲載されていますが、これは複製権、公衆送信権の侵害になりませんか？

A

前設問と同じように、平成21年の法改正により、美術品や写真をインターネット・オークションで販売する場合、権利者の許諾を得ることなく商品の画像を掲載することができるようになりました。

インターネット・オークションでは、購入希望者が現物を手にとって見ることができないことから、ネット上で商品を紹介するための画像の掲載が不可欠ですが、このことが複製権や公衆送信権との関係で問題があるのではないかとの指摘がありました。法改正により美術の著作物や写真の著作物を適法に譲渡・貸与する場合、画像のサイズを小さくしたり、一定以下の画素数にするなどの措置を講じることを条件にこれらの行為が自由にできるようになりました。

参考条文…著作権法第47条の2



障害者のために著作物を自由に複製できるケースはどのような場合ですか？



視覚障害者等の利用に供するため、公表された著作物を点字により複製することができるほか、コンピュータに記録、または公衆送信することができます。

また、障害者の情報格差を解消していく必要性から、平成21年の法改正により、対象者や利用の範囲等が次のとおり拡大されました。

（視覚障害者関係）

障害の種類……………視覚障害や発達障害、色覚障害など、視覚による表現の認識に障害のある者

複製できる主体……点字図書館等に加えて、公共図書館でも可能

認められる行為……拡大図書やデジタル録音図書など、視覚障害者等が必要とする方式での複製など

（聴覚障害者関係）

著作物の範囲……………聴覚で表現が認識できる公表された著作物（映画も対象）

障害の種類……………聴覚障害や発達障害、難聴など、聴覚による表現の認識に障害のある者

複製できる主体……公共図書館でも可能

認められる行為……文字放送や字幕・手話の付加、字幕入り映画の貸出など、聴覚障害者等が必要とする方式での複製など

参考条文…著作権法第37条、同法第37条の2

著作物を無断で使うと？

ー著作権侵害・罰則などー

権利の侵害

著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作権侵害となります。ただし、許諾なく使える場合（24～30ページ参照）に該当するときは、無断で利用しても著作権侵害にはなりません。

また、著作者に無断で著作物の内容や題号を改変したり、著作者が匿名を希望しているのに著作物に勝手に本名をつけて発行したりすれば、著作者人格権侵害となります。

さらに、無断複製物であることを知っていながら当該複製物を頒布（有償か無償かを問わず、複製物を公衆に譲渡・貸与することをいう）したり、頒布の目的で所持する行為や、著作物に付された権利者の情報や利用許諾の条件等の権利管理情報（28ページ参照）を故意に改変する行為なども権利侵害となります。

①民事上の請求

上記のような権利侵害の事実があるときは、権利者は侵害をした者に対し次のような請求をすることができます。こうした請求に当事者間で争いがある場合には、最終的には裁判所に訴えて実現してもらうことになります。

- a. 侵害行為の差止請求
- b. 損害賠償の請求
- c. 不当利得の返還請求
- d. 名誉回復などの措置の請求

②罰則

著作権侵害は犯罪であり、被害者である著作権者が告訴することで侵害者を処罰することができます（親告罪）。著作権、出版権、著作隣接権の侵害は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、著作者人格権、実演家人格権の侵害などは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金などが定められています。

また、法人などが著作権等（著作者人格権を除く）を侵害した場合は、3億円以下の罰金となります。

さらに、平成24年10月の著作権法改正により、私的使用目的であっても、無断でアップロードされていることを知っていて、かつダウンロードする著作物等が有償で提供・提示されていることを知っていた場合、そのサイトから自動公衆送信でデジタル録音・録画を行うと、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられることになりました。

なお、「懲役刑」と「罰金刑」は併科することができます。

Q

業務上コピーするのですが、そのコピーを必要とするのは、私一人だけで、コピーも一部しかとりません。私的使用の複製とはいえますか？

A

たとえ使うのが個人であっても、業務用にコピーする場合は、私的使用の複製とはなりません。

Q

個人的に使うためであれば、コピー機やダビング機を設置している店でコピーしてもいいのですか？

A

著作権者に無断で行うことはできません。確かに私的使用のための複製は認められていますが、公衆の使用に供されるダビング機器を用いて複製する場合は、たとえ、使用目的が私的使用であっても無断で複製はできないこととなっています。ただし、「文書又は図画」に限っては、コンビニなどの公共のコピー機で複製することは当分の間、認められることになっています。

参考条文…著作権法第30条第1項1号、同法附則5条の2

Q

私的使用のために録画したビデオを貸ビデオ店に売ってもいいですか？

A

著作権の制限規定により作成された著作物の複製物を目的以外に使用することは原則として認められていません。したがって、私的使用のために録画したビデオを貸ビデオ店に売ってはいけません。

参考条文…著作権法第49条第1項1号



Q

海賊版であることを承知してこれをレンタルした人も罰せられますか？ また、レンタルするために海賊版を所持している場合はどうですか？

A

著作権者に無断で作成されたビデオなどを、海賊版と知って販売や貸与する行為は著作権侵害とみなされ、罰則の対象となります。また、海賊版を頒布の目的のため所持することも同様です。

さらに、平成21年の法改正により、海賊版であるという事実を知らずながら、販売の申出を行う行為（広告行為）も著作権侵害となります。

参考条文…著作権法第113条第1項

Q

著作権の制限、権利侵害などの取扱いについては、実演、レコードなどを利用する場合も同様と考えてよいのですか？

A

原則として取扱いは同じです。



Q

著作権者の所在が不明で許諾が得られない場合には、無断で著作物を使用してもいいですか？

A

いけません。著作権法では、著作権者が不明の場合に、著作権者の許諾に代えて文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用できる制度（裁定制度）があります。これは著作権者ばかりでなく、例えば、放送番組の出演者（実演家）等の著作隣接権者にも認められており、権利者捜しのための相当の努力をした上で、裁定制度の申請を行い、あらかじめ担保金を供託すれば、著作物を利用することができます。

詳しくは、文化庁著作権課にお問い合わせください。

参考条文…著作権法第67条～第70条、同法第103条

Q

インターネットに違法配信されている音楽や映像作品を、自分のパソコンにダウンロードしたら問題がありますか？

A

問題があります。もちろん違法な著作物をインターネット上で配信する行為自体も著作権侵害ですが、たとえ私的使用のための複製であっても、違法著作物であることを知りながら音楽や映像をダウンロード（複製）することも著作権侵害となります。

また、平成24年の法改正により、有償著作物等の違法配信の場合には、罰則（2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金）が設けられました。

参考条文…著作権法第30条第1項3号、同法第119条第3項

Q

著作権についてもっと詳しく知りたいのですが、どうしたらよいのですか？

A

著作権情報センターでは、一般の方々に著作権について正しく理解していただくため、いろいろな資料を用意し、提供していますのでお問い合わせください。

また、電話による著作権相談を受け付けています。あわせてご利用ください。相談料は一切無料です。

著作権相談室

毎週月～金曜日

午前10時～正午および午後1時～4時

電話 03-5333-0393



はじめての著作権講座 著作権って何？

平成27年3月改訂発行

発行者

公益社団法人 著作権情報センター

〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー 22階

T E L 03-5309-2421 F A X 03-5354-6435

印刷・製本 もがみ紙工 有限会社

(非売品)

この資料は、一般社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH）の著作権制度普及を目的とする共通目的基金をもとに発行しています。
本資料を転載するなどして利用したいときは、当センター業務部までお問い合わせください。